

第68回 大津市入札監視委員会（令和8年度 第1回） 会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和8年7月13日（月） 10:00～12:00
- 2 開催場所 大津市役所 第二別館 Web会議室
- 3 出席者 委員 4名
(山本委員長、松山副委員長、河野委員、増野委員)
事務局 9名
(契約検査課：木原課長、鷹取補佐、戸川係長、杉本係長、栗田、西原)
(施工課：公園緑地課 猪飼、建築設備課 櫛田係長、
道路・河川管理課 松山)

4 内 容

1) 開会

事務局及び委員長挨拶

2) 議事

(1) 令和7年度建設工事等の発注状況について

【事務局説明】

(2) 入札及び契約手続きの運用状況等について

ア 入札方式別発注工事総括表について

イ 入札方式別発注工事一覧表について

ウ 事案の抽出結果について

【当番委員抽出理由について説明】

エ 抽出事案説明書について

(3) 指名停止について

指名停止等の措置状況一覧表について

抽出事案1「皇子山総合運動公園芝生広場ほか撤去工事」について

【事務局説明】

【質疑】

- 委 員 失格となった9社の費目ごとの金額は一緒だったのか。
- 事務局 検証したが全社各費目はばらばらであり同じではなかった。
- 委 員 同じ積算ソフトに同じ設計額を取り込めば、自動で概ね同じ金額の見積もりがでるということか。
- 事務局 業者が実際に使用している積算ソフトや、どのような金額の出し方になるかは把握していないものの、発注者側の単価を概ね把握しているものと思われる。最低制限価格の算出方法は公開されているので、多数の業者が最低制限価格を算出可能と考える。
- 委 員 業者の見積内訳は検証しているのか。内訳も一致するものはないか。
- 事務局 開札時に提出される見積内訳書で直接工事費の数量×単価の合計額でもって確認を行っている。確認した結果、業者によってばらつきがあった。
- 委 員 失格になった原因は、最低制限価格が1円未満切り捨てか、千円未満切り捨てかということと理解したが、92%以上となるのは稀なのか。
- 事務局 今回の案件は通常の土木工事と異なり、殻や土砂、汚染土壌の運搬など広場の解体撤去があり、それが直接工事費の価格を押し上げている。他の土木工事では92%を超えることはないので、本案件はそのような特殊性があった。
- 委 員 最低制限価格が1円未満切り捨てか、千円未満切り捨てかということの周知についてはどうか。
- 事務局 ホームページで公表しており、同様に公開している他市町もある。業者が見ていない可能性はあるが、業者からの問い合わせにはホームページで公開している旨を説明し納得いただいている。
- 委 員 これだけの業者が失格しているので周知がうまくいっていないと思われるので、周知を徹底してもらいたい。
- 事務局 わかりました。

抽出事案2「浜大津公共駐車場受変電設備更新工事」について

【事務局説明】

【質疑】

- 委 員 受変電設備工事とはどのようなものか。
- 事務局 対象の施設は関西電力からの高圧の電気を受電している。今回の工事は接続点の開閉器など、高圧で受電したものを施設の照明などに使用するように電圧を落とす設備である。
- 委 員 この工事も国の積算基準はあるのか。
- 事務局 本工事は一般的なものであり、国土交通省の積算基準に基づいて積算している。
- 委 員 昨年度の開札結果が全入札参加者が予定価格を上回り不調となったということは工事費が値上がりしているということか。
- 事務局 昨年度から今年度にかけて省エネ法改正により、変圧器の基準が変わっており、金額が大幅に上昇している。昨年度の入札の設計は6月ごろに行っており、旧基準の変圧器を年度内に導入予定で設計していた。しかし、実際に入札を実施すると、メーカーが旧基準から新基準の変圧器に生産をシフトしており、業者も旧基準のものを入手できないため新基準のもので積算を行ったところ、予定価格を上回り、入札不調となった。
- 委 員 合冊は一本の工事か。
- 事務局 積算も工事も契約も一本である。大津市の予算が複数にまたがっているだけである。
- 委 員 合冊だから予算が上がったというものではないのか。
- 事務局 そうではない。
- 委 員 明らかに実態とそぐわない規格になっているとわかっていても、同じ基準で何度も入札しなければならないのか。再度積算し直して入札にすることはできないのか。
- 事務局 当初、令和7年度内の工事完了を予定しており、メーカーも施工課も旧基準の変圧器を確保できるだろうという判断のもとで積算をしていたが、メーカーも生産を終了し在庫もなかなか流通していないため、新基準で入札せざるを得なかったと推測される。また、新基準の受変電設備で積算する予算を確保できていなかったため、年度途中で設計額を変更して入札を執行できなかったと思われる。

抽出事案３「道路災害復旧工事（市道南１３１８号線）」及び「道路災害復旧工事（市道南１３１８号線）に伴う付帯工事」について

【事務局説明】

【質疑】

- 委員 被災してから工事着工するまではどれぐらいかかっているのか。
- 事務局 被災は令和７年９月で、着工は令和８年３月である。
- 委員 それまでの６か月間はどのようにしていたのか。
- 事務局 常時通行止めを行っていた。また、道路を復旧するにあたって、道路工事の設計を行わなければならない、設計業者が設計を行っていた。工事前には事前測量や地質調査、工法の検討なども行う必要があり、着工が３月となった。
- 委員 工期末が令和８年３月３１日までにになっているのはなぜか。
- 事務局 当初、令和７年度予算のみで措置していたため一旦年度末を工期末としている。しかし、３月下旬に大津市議会により工事の繰越の承認を得たため、令和８年度まで工期の延長を行っている。
- 委員 今もまだ工事は行っているのか。
- 事務局 すでに工事は完了し道路は開通している。今年度の７月末までを契約工期としている。
- 委員 被災してから着工するまで、半年間も期間が空いているのなら、一般競争入札でよいのではないか。近隣業者に現場臨場を要請とあるが、近隣業者が今回の落札業者か。
- 事務局 今回の契約相手方である。
- 委員 近隣業者はこの業者以外にいないのか。
- 事務局 何社かはあるものの、当日に現場の養生などの対応可能な業者がこの業者であったため、契約相手方とした。
- 委員 他にも現場臨場を依頼した業者はいるのか。
- 事務局 何件か声はかけたが引き受けたのが今回の契約相手方である。
- 委員 この契約相手方ありきで随意契約をしているということか。現場臨場を依頼しこの業者が受けた後、再度近隣業者も選定対象にするということはないのか。

- 事務局 緊急施工の場合、そのようにしている。
- 委員 他の業者の入り込む余地はないということか。これは他の緊急工事も同様であるか。
- 事務局 緊急工事では対応した業者と随意契約を結んでいる。台風や大雨の時に業者を集めて業者選定を検討する時間はないため、あらかじめ把握している近隣の業者に声をかけている。緊急工事は何日も時間をかけられないため致し方ない。
- 委員 緊急という割に時間がかかっているのではという疑問があった。今回は施工課で把握している近隣業者のどこに声をかけ、どこに断られたという記録は取っているのか。
- 事務局 記録を残したうえで業者選定を行っている。時間がかかったのは、現場を養生したうえで、設計や工法の検討をしなくてはならず、そのため着工までに時間がかかっている。
- 委員 当日に現場臨場した資料を別の近隣業者に開示することは実務上不可能なのか。
- 事務局 当日の現場臨場では現場の倒壊部分の撤去や保全も行っており、現場の理解もあるので、その後の工事も含め一貫しての対応を求めている。
- 委員 大津市緊急工事等事務処理要領より、最初に対応可能な業者と契約するとあるが、それは連絡が早い業者か、連絡は後だが現場到着が早い業者かどちらを意味しているのか。
- 事務局 現場に着けるという連絡が早いものである。今回は養生に必要な重機やダンプも用意出来、その連絡も早かったため、この業者となった。一連の作業に必要な設備が整っている近隣業者に声をかけている。
- 委員 それは市の方で業者の重機などの設備を把握しているということか。
- 事務局 普段の緊急工事の履行状況なども踏まえ把握している。
- 委員 緊急工事は早い者勝ちになることは、対応を要望される業者側も理解しているのか。
- 事務局 業者も理解しており、災害時には何十件も現場に対応を要請することもある。
- 委員 声をかける業者が固定化しないか。ばらつきはあるのか。

○事務局 施工課では固定化しないよう、近隣で緊急施工ができる業者複数者に声をかけた。

○委員 業者ありきで後から契約額が決まることに違和感を感じる。

○事務局 緊急工事である以上致し方なく課題はある。しかし、時間がかかることで市民の生命安全を脅かすものであるため、それ以外に方法もなく、地方自治法でも認められている。これは滋賀県や国でも同様である。ご理解いただきたい。

○委員 業者間では緊急時にどの業者が対応するのかというのを把握しているのか。次は自分の番などと言ってこないか。

○事務局 施工課では学区ごとに対象業者に声をかける。しかし、手持ち工事の関係で断られることもある。また、緊急工事においても完工検査があるので、法外な価格で行うことはない。

○委員 業者と施工課の直接の接触が生じるので、癒着が生まれかねない土壌を懸念している。連絡の順番に作為が生じないように、連絡の議事録などを残すように留意してほしい。

○事務局 承知しました。

(3) 指名停止等の措置状況について

① 指名停止等の措置状況一覧表について

【事務局説明】

【質疑】

○委員 建設業法違反などの情報はどのように入手しているのか。

○事務局 滋賀県、近畿地方整備局、関東地方整備局、公正取引委員会のHPを毎日巡回し新着情報から入手している。